

移住支援金制度とは

令和6年3月
東広島定住サポートセンター

移住支援金制度の概要

東京23区から広島県内の対象地域に移住し、「ひろしまワークス」に掲載された対象求人に応募・就職した場合に支援金を支給する制度。

【支給金額】

- ・ 単身世帯…60万円
- ・ 2人以上世帯…100万円（18歳未満の世帯員1人に付き100万円加算）

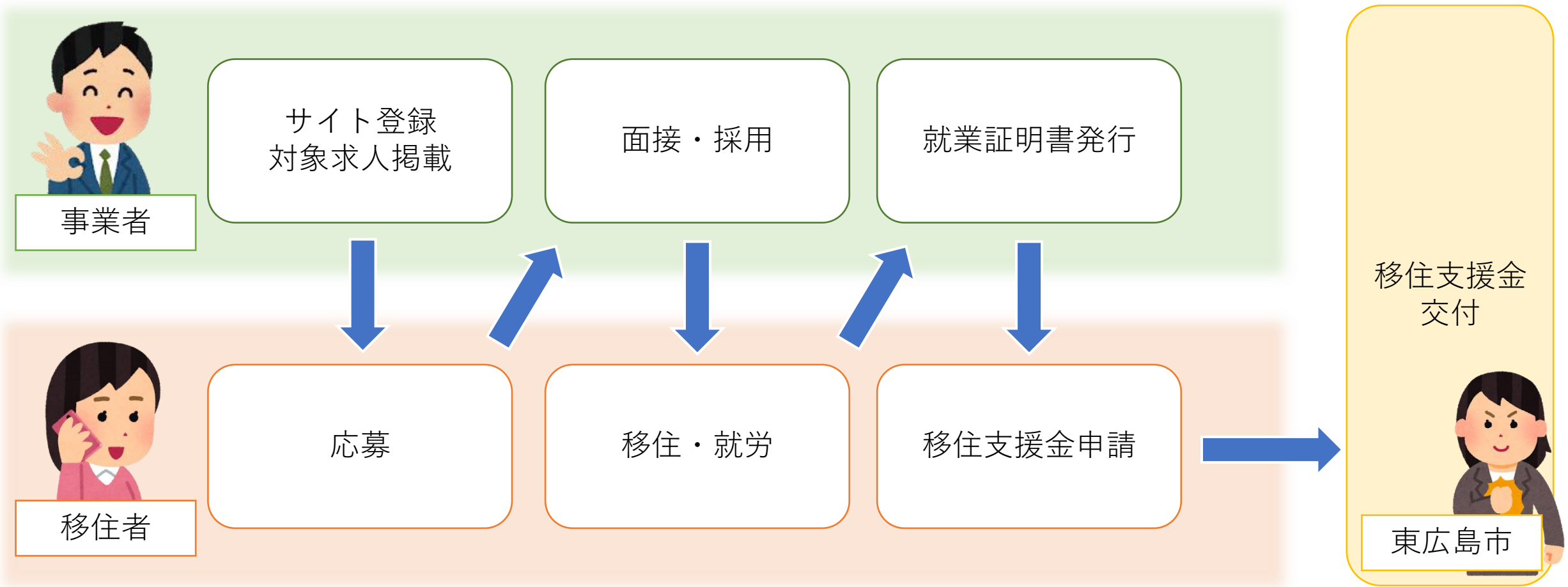
「ひろしまワークス」とは

- ・ 広島県が開設している求人情報サイト
- ・ 企業情報、求人情報、企業紹介動画などの掲載が可能
- ・ 利用費用無料

⇒ひろしまワークスに「移住支援金対象求人」として登録することで、求人情報の発信力・魅力度上昇につながる。



移住支援金対象求人登録→移住支援金受給手順



ステップ①：サイト登録

「ひろしまワークス」に移住支援金対象法人登録を行う。

1. Googleフォームで登録申請（右下にQRコード）
2. 事務局から結果通知
3. 広島県に申請書を提出
4. 登録完了後、ログインID・パスワードがメールで通知

【移住支援金対象法人要件】

1. 官公庁等でないこと
2. 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと
3. みなし大企業でないこと
4. 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域ではないこと
5. 雇用保険の適用事業主であること
6. 風俗営業者でないこと
7. 反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
8. 広島県内に本社又は事業所を有する法人であること



移住支援金対象法人登録申請フォーム

「ひろしまワークス」移住支援金対象法人登録申請フォームです。

移住支援金制度については以下URLからご確認ください。
■【県内中小企業様へ】移住支援金対象法人登録を募集しています！
<https://www.hiroshimaworks.jp/info/detail/2/8>

申請の結果につきましては、事務局からご連絡させていただきます。
結果通知の際にお送りする申請書を県へ提出（メール）をすることにより、法人登録完了となります。

<移住支援金対象法人要件確認書類 ご準備のお願い>
移住支援金対象法人要件の確認のため、申請書と併せて県へ確認書類の提出をお願いしております。

【資本金要件確認書類（写し可）】※いずれか一つで可
・履歴事項全部証明書 または 現在事項全部証明書
・決算書（事業者名、決算期、資本金の額がわかるもの）
・定款（事業者名、資本金の額がわかるもの）
・ハローワーク求人票（事業所名、資本金の額がわかるもの）
・法人ホームページ画面PDF（事業者名、資本金の額が分かるページ）

審査は10営業日以内には完了します。10日を経過しても連絡がない場合は、
マッチングサイト運営事務局（TEL:0800-805-2215）へご連絡をお願いします。

○個人情報の取り扱いについて
登録いただいた個人情報は、求人サイト運営の範囲において、
（富士通Japan株式会社）で使用させていただきます。本フォームにより、上記個人情報の取り扱いに同意したものとさせていただきます。

ステップ②：対象求人掲載→面接、採用

「ひろしまワークス」に移住支援金の対象求人を掲載し、応募があり次第面接、採用する。

- ・ マニュアル（別添）に沿って求人情報を掲載
- ・ 移住支援金の支給対象になるのは、移住者が、東京23区に一定期間居住していた場合、または、東京23区で一定期間就労していた場合です。
要望があった場合、期間要件の確認のため必ず市に事前にご相談ください。
- ・ 移住支援金の支給対象になるのは、ひろしまワークスに求人を掲載した後に応募し、採用を受けた場合です。
ひろしまワークスに求人を掲載する前に内定している場合は、対象になりません。

ステップ③：就業証明書発行

採用した移住者からの申し出があり次第、
就業証明書（市指定様式）を発行する。

- ・ 移住支援金の申請は、東広島市への転入日から1年以内の間でのみ可能です。
- ・ 申請手続きは移住者と市の間で行います。
また、申請手続き内で疑義が生じた場合は、市から法人に対して問い合わせを行う場合があります。

別記様式第3号（第2条関係）

東広島市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請書用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
求人管理番号	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者または取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、広島県及び東広島市の求めに応じて、広島県及び東広島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

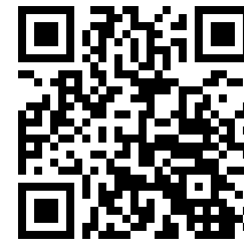
- ・ 移住支援金の対象となるのは、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、期間の定めのない労働契約を締結している場合です。

【支援金の返還の対象となりうる場合】

- ・ 移住者が、申請日から3年以内に東広島市外に転居した場合
- ・ 移住者が、申請日から1年以内に対象法人を退職した場合
- ・ 移住者が、申請日から1年以内に東広島市外の勤務地に転勤になった場合 他



広島ワークス
トップページ



広島ワークス
登録案内ページ



広島ワークス
移住支援金対象
法人登録案内
ページ

問い合わせ先

移住支援金の制度について

広島県地域政策局力創造課ひろしま暮らし創造グループ

TEL 082 -513 -2581

メール chisouzou@pref.hiroshima.lg.jp

ひろしまワークスへの求人掲載手続きについて

広島県商工労働局雇用政策課促進グループ

TEL 082 -513 -3425

メール syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

東広島市での移住支援金の申請手続きについて

東広島市定住サポートセンター

TEL (082) 422-1033

メール hgh200924@city.higashihiroshima.lg.jp